

特定非営利活動法人 Second Life for IDDM 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Second Life for IDDM という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道河西郡芽室町伏美16線32番地10に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を北海道帯広市西11条南26丁目46番地 ラ・ポレール悠203号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、1型糖尿病と診断された患者と家族、そしてサポートしている全ての方々との交流を通して悩みを共有し、心理的な負担の軽減につなげます。一般社会では1型糖尿病の認知度がなく、誤解や偏見、また、生涯インスリン注射接種のため、命の危険性と隣り合わせの不安や、孤独感や強いストレスに苦しみ、自ら命を絶つ子供や大人がいることは全く認知されていません。

交流を通じ、最新の療法を学ぶとともに様々な問題点に目を向け、解決のために関連機関や企業へ陳情や意見提言を行い、患者の生きがいを模索するための活動、必要な事業を行い、暮らしやすい社会と福祉に寄与することを目的とします

(特定非営利活動 の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①患者交流会事業
- ②公的機関との意見交換会事業
- ③食品関連企業や飲食店との意見交換会事業
- ④SNS情報発信事業
- ⑤全国1型糖尿病ネットワークの協賛事業
- ⑥養育教育問題の支援事業
- ⑦普及啓発事業
- ⑧オンラインによる栄養相談事業
- ⑨道内外の関係者との交流を図る事業
- ⑩小児・成人1型糖尿病患者のサマーキャンプ

- (2) その他の事業

- ①物品販売事業
- ②受託事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、これを同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、任期終了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでの任期とし、また、任期終了後に後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 捕欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
- この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(5) 事業報告及び活動決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 会員の除名
(9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(10) 事務局の組織及び運営
(11) その他運営に関する重要な事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を

招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しな

ければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 赤沼寿子
副理事長 高 福野和良
理事 細川佑壱
監事 成瀬まり子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 0円
年会費 0円

(2) 賛助会員

入会金 1口250円
年会費 1口500円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 Second Life for IDDM

役名	(ふりがな) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	あかぬま としこ 赤沼 寿子	[REDACTED]	無
副理事長	たかの かずよし 高野 和良	[REDACTED]	有
理事	ほそかわ ゆういち 細川 佑壱	[REDACTED]	無
監事	なるせ まりこ 成瀬まり子	[REDACTED]	無
理事			無
理事			無
理事			無
理事長電話番号		[REDACTED]	

設立趣旨書

1 趣 旨

1型糖尿病とは、すい臓のインスリンを出す細胞が何らかの原因で壊れ、生涯に渡り注射で命を繋ぐ病気です。世間の認知されている糖尿病患者の5%と少数であり、幼児期に発症する先天性と違い「成人発症」は更に数が少ないのです。

毎日、10回程度インスリンを自ら接種し、投与したインスリンに対して、炭水化物の量が少ないと、夜中の睡眠中でも昏睡状態など重篤な低血糖になることもあります。そして、今まで通りの生活が出来ず、常に命の危険性と向き合う日常生活を受け入れるのに、時間と周りの理解者が必要です。又、世間から「暴飲暴食や不摂生」「贅沢病」と思われ、親友や職場の同僚にも誤解や偏見に悩まされて、理解者がいなく孤独感に苦しみます。将来、網膜症や足の壊死、腎障害などの合併症の不安からも平常心を失い、重複した強い心労が原因で自ら命を絶つ子供や大人がいることは全く認知されてはいません。養育教育現場、職場環境や会社の理解が得られないことで、就学や仕事が続けられなくなります。

「幼児発症」では、親族の育児とともに心理的な負担も多く、両親の就業にも影響を受け制限されてしまうのが現状です。保育園や幼稚園に於いても、受け入れ可能な施設は限られ入園拒否されることがほとんどあります。小学校に於いては、低血糖時に捕食として、ブドウ糖を食べなければならない時、学友から「おやつを食べている」と言われたり、からかわれたり、いじめの対象となり不登校になり、治療拒否の行動をとって自ら命を絶つ悲惨な事例も多いのです。

1型糖尿病の専門医は都市圏内で集中し、地方の過疎地には専門医は殆どいません。新聞やテレビ・ラジオしか情報源を持たない罹患者は、食事制限や運動を取り入れる療法により、合併症を併発している例があるのが地方の特色でもあります。最新の考え方と最善の治療が受けられていない医療格差があることは、全く問題視されていません。

基本、1型糖尿病患者は食事制限で血糖コントロールの必要ありません。又、インスリン注射や血糖値測定の器具と薬剤は高額であり、毎月の治療代で経済的負担が多くあります。スーパーや飲食店の糖質量成分表示がないものは購入できず、炭水化物含有量が把握できないメニューは食べられません。低糖質の商品は割高であり流通が少ないので、食費の負担や食材購入の選択肢に不利益を感じています

「成人発症」の発症時では、人前ではインスリン注射ができず、多目的室にヘルプカード所持者優先の掲示がないことによりトイレで打つ方が多く、時間帯によっては混み合っている場合などとても安心して打てません。又、飲食店など席では、周りの他のお客様との仕切りの配慮がないのが現状で、食事や場所が選べないので、友人や家族での外食が出来ない場合があり楽しみが奪われています。

<今後の活動予定>

これらの問題点、課題を解決するため交流を通して、最新の療法学ぶとともに、関連機関や企業への陳情や意見提言を行い、患者の生きがいを模索するための活動、必要な事業を行い、暮らしやすい社会や福祉の実現を目指します。NPO 法人の取得は社会的な信用や信頼性を高め、こうした活動の安定を図るもので

交流会では、悩みと苦労話し、患者それぞれの食事の仕方や、捕食、間食、インスリンの注射の仕方、病気に対する思いなどが話題になり、また、インターネットによる正しい情報の取り方や、医師や看護

師、大学の先生などで運営する「1型超糖尿病専門・IDDM ネットワーク」「公益社団法人日本糖尿病協会」を紹介しています。

ほとんどの参加者は、同じ1型糖尿病患者との交流がないため孤独の苦しみの生活を送っていました。今後の取り組みに対し参加者の皆様に理解して頂き、交流会は明日を生きていくために、とても大切な場であることを確信し、今後も開催を望んでいる声を頂いています

「1型糖尿病は教育の病気」とも言われ、血糖コントロールは人によって非常に上手な方と、うまくいかない方がいます。また、人によってもインスリン注射の効き方や治療法も違います。上手な方は、新しい情報に積極的に取り入れて、経験が豊富であり失敗を恐れず、インスリン療法の基本、糖尿病治療に対する考え方、食事療法の考え方、治療に伴うさまざまな問題点など、自身がよく学び正しく理解することによって、医者が伝えてくれない「裏技」など、インスリンの打ち方の工夫を凝らしています

こうした実例を交流の場で知ってもらい、血糖コントロールの改善に少しでも役に立って頂きければ合併症や日常生活の不安からの解消ができ前向き思考に繋がります。

スーパーの食材や飲食店メニューの糖質量表示、飲食店のヘルプカード所持者に配慮、低糖質のメニュー考案と要望。都道府県市町村の1型糖尿病患者と家族に対する育児養育・就学就労等の支援、18歳以後の支援問題、発症時や保護者等の心のケアの支援、そして過疎地の1型糖尿病治療や療法などに大きな差があることが分かってきました。まずは、一人でも多くの1型超糖尿病患者が気軽に交流できる場を設け、最悪、自ら生命をたつことが起きない様に心理的な不安を共有し、其々の問題に対しての実態の把握に努め、ホームページやSNS、テレビ・ラジオ・新聞を活用し、世間の認知のため活動と問題提起します。

企業や関連機関への要望や陳情は、罹患している個人では限界があり、多数の協力者の理解と知恵が必要です。1型糖尿病患者と家族、サポートしている人たちは常に命の危険性と向き合い、誤解や偏見と闘い、不安と孤独と闘っています。また、教育問題や就労問題等の弱者に対し支援が行き届いていません。全国、どこの地域に生活していても、同じ1型糖尿病の医療と普通の養育教育が受けられて、健常者と同じ目線で支援の輪が広がり、安心して人生を送れる手助けになるように、「1型糖尿病を「理解している社会」の実現に向け、会員と賛同者の力を合わせて努力していきたいと思います

2 設立に至るまでの経過

私は、令和5年12月29日、急性発症型の1型糖尿病と診断されその日に入院し血圧、不整脈にも異常値が加わり安静状態となりました、1日に何度も血糖値を測り食事の糖質量を調べてインスリン投与量を計算し、毎日10回近く注射します。テレビを見ながらスナック菓子を食べ、清涼飲料水を飲んでいた普通の生活が突然できなくなり、また、仕事も辞めざるを得なく人生が一変し絶望しました。

テレビやインターネットでは、食事に関する話題が多く、世間から距離を置いて約3ヶ月は鬱状態になっていましたが、通院のため利用している女性のタクシードライバーに1型糖尿病と告白したところ、何と!「私も10年前に発症して(会社には内緒で従事しているのだそうです)いる」と聞かされて、身近に同じ患者がいたことだけで、孤独感から解放された気分になれてとても嬉しかったのです。

それからSNSを見る様になり、同じ1型糖尿病と闘いながら、世間への認知を訴え、偏見や誤解をなくそうと言う目的で、発症1年でインスリン注射を打ちながら、自転車で日本一周の啓発活動の青年と出会い、とても勇気と前向きの生きていく姿に誘発されました。親、兄弟、友人、会社の同僚や上司、公設の相談室、個人のメンタルトレーナー等でも、1型等糖尿病患者の苦しみは伝わりませんでした。相談すればするほど偏見と誤解に苦しみ、さらに孤独になったのです。

そんな私が、前向きなれたきっかけの、身近に1型糖尿病患者が元気で社会貢献している姿に接した

経験は「成人発症」で苦しんでいる患者にとって必要であると強く思いました。1型糖尿病患者は決して一人ではないことや、患者同士だけが感じることが出来る、深くて尊くて温かい繋がりにより前向きになれます。僅かですが希望の明かりに繋がればと思い、私なりの目標を見つけることが出来たのです

その後、SNSで知り合った札幌近郊の1型糖尿病患者と直接話してみたい思いが強くなり、北海道新聞と十勝毎日新聞、ラジオとテレビ出演し、札幌市と帯広市で私が企画し主催した交流会及び活動した実績は以下の通りです

<交流会の実績>

令和5年

- 第1回 6月19日（月）札幌市民プラザ、25名の患者と家族が参加、北海道新聞社取材有り。
- 第2回 7月18日（火）札幌市民プラザ、5名参加、北海道新聞社取材有り
- 第3回 9月24日（日）昼の部／宮田屋珈琲（豊平店）、4名参加
夜の部／森彦（芸術劇場）、2名参加。

（インスリン注射の打つタイミング、食事の摂り方、捕食、間食等での血糖コントロールなどの話題で盛り上りました。そして、食事制限不要で普通に生活を送っていることに驚き、自分が抱いていた悩みと不安が解消できたことで、交流会の必要性を確信した瞬間でもあり有意義な日でした）

- 第4回 10月13日（金）帯広市N.cafe ロコ・テーブル、2名参加
- 第5回 10月14日（土）帯広市カフェグリーン、2名参加（本州の患者）
- 第6回 11月3日（金）とかちプラザ 6名参加、十勝毎日新聞者取材有り。
- 第7回 11月5日（日）とかちプラザ 4名参加
- 第8回 11月20日（月）帯広市N.cafe ロコ・テーブル、3名参加（1名本州の患者）
- 第9回 11月23日（木）帯広市ナルセ養蜂場、2名参加
- 第10回 令和6年1月27日（土）帯広市N.cafe ロコ・テーブル、6名参加

<活動の実績>

- 7月10日（月）FM網走出演、1型糖尿病について
8月10日（木）FMウイング（帯広）出演、1型糖尿病について
9月5日（火）北海道新聞（帯広支社）取材、1型糖尿病について
9月25日（月）北海道道庁、NPO立ち上げについてご相談
10月3日（火）FMJaGa（帯広）、ラジオ出演交渉
10月17日（火）FM網走いのく（函館）出演、1型糖尿病について
10月18日（水）十勝毎日新聞取材、1型糖尿病について
10月23日（月）STV（どさんこワイド）特番放送取材、1型糖尿病について
11月19日（日）幕別記念ホール、100スタ（音楽イベント）参加し自分の挑戦を患者会に報告。北海道新聞取材あり

<NPO 法人化>

9月1日（金）帯広複合施設 つがハウス「まち・らぼ暮らしの保健室」さんにて、古城剛様、帯広市議会議員佐々木直美様と4人で会合を行った

第4回 10月13日（金）帯広市 N.cafe ロコ・テーブルの交流会で、札幌交流会の貴重な経験から継続的、且つ内容も充実していくために、NPO 法人取得の必要性についての話し合いを行った

第6回 11月3日（金）とかちプラザの交流会で、NPO 法人化について意見交換を行った

第7回 11月5日（日）とかちプラザの交流会で、NPO 法人化について意見交換を行った
第10回 令和6年1月27日（土）帯広市 N.cafe ロコ・テーブルの交流会で、申請の概要を説明

令和6年3月20日

特定非営利活動法人 Second Life for IDDM

設立代表者 赤沼寿子

住所又は居所 北海道帯広市西11条南26丁目46番地 ラ・ポレール悠 203号室

氏名 赤沼寿子

令和6年度（初年度）事業計画書

法人設立の日から令和6年12月31日まで

特定非営利活動法人 Second Life for IDDM

1 事業実施の方針

初年度は、地元十勝管内や、道内の1型糖尿病患者や家族に特定非営利活動法人「Second Life for IDDM」で交流の場があることをインターネット、新聞、ラジオ等で知って頂く運動をします。多くの患者や家族の入会の機会を広げたいと思います。

札幌市と帯広市で患者交流会を定期的に開催し、情報交換や現状把握に努め、1型糖尿病最新の考え方と最善の血糖コントロールを学ぶ機会にしたいと思います。そして、企業・行政・社会への問題提起を明確化していきます。

精神的に辛く交流会にも参加ができない事情がある患者には、個別の交流にも努めたいと思います。

大手食品関連の企業、飲食店に、1型糖尿病の認知と食品表示についての必要性を理解して頂き、糖質量表示や低糖質の商品開発の実現に向けて活動します。北海道の食の安心安全の知名度をより一層高め、食事療法を必要としている1型超糖尿病以外の罹患者や、日本が誇れる北海道の食文化をさらに発展していくことに寄与します。

「全国糖尿病ネットワーク」や他のNPO法人、個人活動している方々との意見交換も行い、社会への取り組み運動の協賛できる事業へ参加したいと思います。

1型糖尿病罹患者の就業は大変なリスクが存在しているため、離職することがほとんどであり、経済的に困窮している現状があります。それと、養護保育や小中学校現場における就学児童のインシュリンは、児童自ら接種しなければならぬ、医師や看護師の協力が必要です。が、ほとんどの保育園、幼稚園、小中学校では派遣不可能であり、不登校か保者が付き添っています。よって、幼児患者の保護者にも就業に大変な不利益が生じています。成人患者が近くに在住している場合、インスリン接種の時間を工夫してもらい、幼児患者と同席して頂くことで、保護の就労の妨げを防ぎ、成人患者にも、労働対価としての支払いをしたい。

公益社団法人日本糖尿病協会が実施している小児糖尿病サマーキャンプと同じコンペセクトを成人罹患者と子供達と世代を超えた宿泊交流会を開催。インスリン自己注射や血糖自己測定など自己管理に必要な糖尿病の知識をインスリンメンター制度利用し、アドバイスをもらい、勉強会や患者間の交流の場にでもらいたいと考えています。

都市圏内と過疎地に於ける罹患者の血糖コントロール方法などの療法の差が非常に大きい問題解決のために、食事の取り方、インスリン接種のタイミングなど、不安や悩みを一つでも解消して、明るい実生活になるように考えています。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
患者交流会事業	患者交流 意見交換 新しい1型糖尿病治療法について勉強会	(認証後) 12月31日	札幌市民交流プラザ 帯広市とかちプラザ	50人	1型糖尿病罹患者及び保護者 延べ50人	250
公的機関との意見交換会事業	※市町村や道の関連部署へNPO法人「Second Life for IDDM」趣旨を説明の訪問実施 ※18歳以後の支援問題 ※多目的トイレにヘルプカード利用可能表示 ※高額治療支援 ※地方の過疎地に於ける最新の考え方や最善の療法格差是正	随時 (認証後)	北海道道庁 北海道十勝支庁 札幌市 帯広市	3人	公的機関の不特定多数	100
食品関連企業や飲食店との意見交換会事業	大手菓子メーカーとの意見交換会 ※低糖質メニュー開発 ※商品やメニューの糖質量等の成分表示 ※飲食店従業員のヘルプカード認知や個室や敷居設置等の対応証明シール	随時 (認証後)	大手菓子会社 レストラン 管内各JA農業組合	5人	大手菓子会社などの不特定多数	50
SNS情報発信事業	※ホームページ作成、インスタグラム作成、LINE作成	随時 (認証後)	法人事務所など	2人	不特定多数	100
全国1型糖尿病ネットワークの協賛事業	※数種類の全国規模ネットワークへ入会	随時 (認証後)	法人事務所など	2人	不特定多数	20
養育教育問題の支援事業	※学校教職員へ指導教育、ビデオ作成、接種時に看護師派遣 ※就学児童のインシュリン接種時に於ける成人権患者の派遣同席	実施予定なし				

普及啓発事業	※講演会、テレビ・ラジオ・新聞、ホームページ、インターネット	随時 (認証後)	帯広図書店多目的会場 法人事務所など	5人	不特定多数	150
オンラインによる栄養相談事業	※最新の療養治療等の情報を過疎地でも共有できる栄養相談	実施予定なし				
道内外の関係者との交流を図る事業	※道(内)外で活動している個人、又はNPO法人や患者会の交流および意見交流。 ※専門医、専門病院の視察訪問	随時 (認証後)	全国各地	2	不特定多数	150
小児・成人1型糖尿病患者の宿泊交流会	※インスリンメーカー制度を利用して勉強会 ※子供や保護者、成人罹患者の交流	実施予定なし	北海道キャンプ地		未成年者1型糖尿病患者と保護者、並びに成人発症の罹患者	

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
物品販売事業	※血糖値測定器リブレの保護シート制作販売 ※衛生用品制作販売	随時 (認証後)	法人事務所など	2	50
受託事業	※道内の1型糖尿病患者の詳細と実生活の把握調査	実施予定なし			

合計額 870,000 円

令和7年度 事業計画書

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人 Second Life for IDDM

1 事業実施の方針

初年度は、地元十勝管内や、道内の1型糖尿病患者や家族に特定非営利活動法人「Second Life for IDDM」で交流の場があることをインターネット、新聞、ラジオ等で知って頂く運動をします。多くの患者や家族の入会の機会を広げたいと思います

札幌市と帯広市で患者交流会を定期的に開催し、情報交換や現状把握に努め、1型糖尿病最新の考え方と最善の血糖コントロールを学ぶ機会にしたいと思います。そして、企業・行政・社会への問題提起を明確していきます

精神的に辛く交流会にも参加ができない事情がある患者には、個別の交流にも努めたいと思います

大手食品関連の企業、飲食店に、1型糖尿病の認知と食品表示についての必要性を理解して頂き、糖質量表示や低糖質の商品開発の実現に向けて活動します。北海道の食の安心安全の知名度をより一層高め、食事療法を必要としている1型超尿病以外の罹患者や、日本が誇れる北海道の食文化をさらに発展していくことに寄与します

「全国糖尿病ネットワーク」や他のNPO法人、個人活動している方々との意見交換も行い、社会への取り組み運動の協賛できる事業へ参加したいと思います

1型糖尿病罹患者の就業は大変なリスクが存在しているため、離職することがほとんどであり、経済的に困窮している現状があります。それと、養護保育や小中学校現場における就学児童のインシュリンは、児童自ら接種しなければならなく、医師や看護師の協力が必要です。が、ほとんどの保育園、幼稚園、小中学校では派遣不可能であり、不登校か保者が付き添っています。よって、幼児患者の保護者にも就業に大変な不利益が生じています。成人患者が近くに在住している場合、インスリン接種の時間を工夫してもらい、幼児患者と同席して頂くことで、保護の就労の妨げを防ぎ、成人患者にも、労働対価としての支払いをしたい。

公益社団法人日本糖尿病協会が実施している小児糖尿病サマーキャンプと同じコンペセクトを成人罹患者と子供達と世代を超えた宿泊交流会を開催。インスリン自己注射や血糖自己測定など自己管理に必要な糖尿病の知識をインスリンメンター制度利用し、アドバイスをもらい、勉強会や患者間の交流の場に来てもらいたいと考えています

都市圏内と過疎地に於ける罹患者の血糖コントロール方法などの療法の差が非常に大きい問題解決のために、食事の取り方、インスリン接種のタイミングなど、不安や悩みを一つでも解消して、明るい実生活になるように考えています

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
患者交流会事業	患者交流 意見交換 新しい1型糖尿病治療法について勉強会	1月 3月 5月 7月 9月 11月	札幌市民交流プラザ 帯広市とかちプラザ	50人	1型糖尿病罹患者及び保護者 延べ70人	300
公的機関との意見交換会事業	※市町村や道の関連部署へNPO法人「Second Life for IDDM」趣旨を説明の訪問実施 ※18歳以後の支援問題 ※多目的トイレにヘルプカード利用可能表示 ※高額治療支援 ※地方の過疎地に於ける最新の考え方や最善の療法格差是正	随時	北海道道庁 北海道十勝支庁 札幌市 帯広市	3人	公的機関の不特定多数	100
食品関連企業や飲食店との意見交換会事業	大手菓子メーカーとの意見交換会 ※低糖質メニュー開発 ※商品やメニューの糖質量等の成分表示 ※飲食店従業員のヘルプカード認知や個室や敷居設置等の対応証明シール	随時	大手菓子会社 レストラン 管内各JA農業組合	5人	大手菓子会社などの不特定多数	50
SNS情報発信事業	※ホームページ作成、インスタグラム作成、LINE作成	随時	法人事務所など	2人	不特定多数	100
全国1型糖尿病ネットワークの協賛事業	※数種類の全国規模ネットワークへ入会	随時 認証後	法人事務所など	2人	不特定多数	20
養育教育問題の支援事業	※学校教職員へ指導教育、ビデオ作成、接種時に看護師派遣 ※就学児童のインシュリン接種時に於ける成人罹患者の派遣同席	実施予定なし				

普及啓発事業	※講演会、テレビ・ラジオ・新聞、ホームページ、インターネット	随時	帯広岡書店多目的会場 法人事務所など	5人	不特定多数	150
オンラインによる栄養相談事業	※最新の療養治療等の情報を過疎地でも共有できる栄養相談	実施予定なし				
道内外の関係者との交流を図る事業	※道（内）外で活動している個人、又はNPO法人や患者会の交流および意見交流。 ※専門医、専門病院の視察訪問	随時	全国各地	2	不特定多数	200
小児・成人1型糖尿病患者の宿泊交流会	※インスリンメーカー制度を利用して勉強会 ※子供や保護者、成人罹患者の交流	実施予定なし	北海道キャンプ地		未成年者1型糖尿病患者と保護者、並びに成人発症の罹患者	

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
物品販売事業	※血糖値測定器リブレの保護シート制作販売 ※衛生用品制作販売	随時 認証後	法人事務所など	2	63
受託事業	※道内の1型糖尿病患者の詳細と実生活の把握調査	実施予定なし			

合計額 983,000 円

令和6年度（初年度）活動予算書

法人成立の日から令和6年12月31日まで

特定非営利活動法人 Second Life for IDDM

科 目	金額 (単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000		100,000
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金	300,000		300,000
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000		200,000
受取国庫補助金等	200,000		200,000
4 事業収益			
患者交流会事業			
公的機関との意見交換会事業			
食品関連企業や飲食店との意見交換会事業			
SNS情報発信事業			
全国1型糖尿病ネットワークの協賛事業			
養育教育問題の支援事業			
普及啓発事業			
オンラインによる栄養相談事業			
会員相互の交流を図る事業			
物品販売事業		65,000	65,000
受託事業			
小児・成人1型糖尿病患者のサマーキャンプ			
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
(A) 経常収益計	800,000	65,000	865,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	130,000		130,000
宿泊費	150,000		150,000
施設等評価費用	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
通信運搬費	5,000	10,000	15,000

消耗品費	5,000		5,000
雑費	80,000	2,000	82,000
諸会費	30,000		30,000
賃借料	10,000		10,000
研修費	60,000		60,000
地代家賃	60,000		60,000
広告費	150,000		150,000
諸謝金	50,000		50,000
水道光熱費	60,000		60,000
印刷製本費		5,000	5,000
仕入れ		5,000	5,000
縫製費		28,000	28,000
事業費計	820,000	50,000	870,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	36,000		36,000
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	36,000		36,000
(2) その他経費			
会議費	1,000		1,000
旅費交通費	5,000		5,000
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	6,000	0	6,000
管理費計	42,000	0	42,000
(B) 経常費用計	862,000	50,000	912,000
当期経常増減額 (A)-(B)	-62,000	15,000	-47,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
2 過年度損益修正益			
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
2			
経常外費用計			
経理区分振替額	15,000	-15,000	0
当期正味財産増減額	-47,000	0	-47,000
設立時正味財産額			50,000
法人税・住民税及び事業税			
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			3,000

令和7年度 活動予算書

令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人 Second Life for IDDM

科 目	金額 (単位:円)		
	特定非営利活動に係 る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費	150,000		150,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	400,000		400,000
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000		200,000
受取国庫補助金等	200,000		200,000
4 事業収益			
患者交流会事業			
公的機関との意見交換会事業			
食品関連企業や飲食店との意見交換会事業			
SNS情報発信事業			
全国1型糖尿病ネットワークの協賛事業			
養育教育問題の支援事業			
普及啓発事業			
オンラインによる栄養相談事業			
会員相互の交流を図る事業			
物品販売事業		80,000	80,000
受託事業			
小児・成人1型糖尿病患者のサマーキャンプ			
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
(A) 経常収益計	950,000	80,000	1,030,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	150,000		150,000
宿泊費	190,000		190,000
施設等評価費用	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
通信運搬費	5,000	15,000	20,000

消耗品費	5,000		5,000
雑費	90,000	2,000	92,000
諸会費	30,000		30,000
賃借料	10,000		10,000
研修費	90,000		90,000
地代家賃	60,000		60,000
広告費	150,000		150,000
諸謝金	50,000		50,000
水道光熱費	60,000		60,000
印刷製本費		6,000	6,000
仕入れ		10,000	10,000
縫製費		30,000	30,000
事業費計	920,000	63,000	983,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	36,000		36,000
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	36,000	0	36,000
(2) その他経費			
会議費	1,000		1,000
旅費交通費	5,000		5,000
通信運搬費			0
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	6,000	0	6,000
管理費計	42,000	0	42,000
(B) 経常費用計	962,000	63,000	1,025,000
当期経常増減額 (A)-(B)	-12,000	17,000	5,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
2 過年度損益修正益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
2			
経常外費用計			
経理区分振替額	17,000	-17,000	0
当期正味財産増減額	5,000	0	5,000
法人税・住民税及び事業税			
前期繰越正味財産額			3,000
次期繰越正味財産額			8,000